

2012年2月7日

## 競争入札公告

一般社団法人日本教育学会において、下記の契約につき競争に付します。

### 1. 競争入札事項

一般社団法人日本教育学会機関誌『教育学研究』第79巻第2号～第83巻第1号、および *Educational Studies in Japan: International Yearbook* No. 7～No.10 の計20冊(2012年4月～2016年3月までの4年間)の出版(直接出版費に限る)

### 2. 競争参加資格

- (1) 各省各庁における物品の製造・販売等に係る競争契約の参加資格(全省庁統一規格)において、平成23年度における「物品の製造」の区分において「A」、「B」、「C」又は「D」の等級に格付けされている者であること。
- (2) 以下の競争参加者の制限に係る事項に該当しない者であること
  - ア 特別の理由がある場合(未成年者、被保佐人又は被補助者であって、契約締結のために必要な同意を得ている者)を除くほか、本契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者。
  - イ 次の各号の一に該当すると認められる者は、その事実があった後2年間
    - 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
    - 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正の利益を得るために連合した者
    - 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
    - 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
    - 五 正当な理由がなくて、契約を履行しなかった者
    - 六 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (3) 学会誌作成業務に20年以上の経験と実績があること

### 3. 入札方法

入札金額は総額を記入すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5%に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は消費税にかかる課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載するものとする。

ただし、落札者は、落札後、入札金額の単年度毎の内訳を記した書類を提出するものとする。

### 4. 落札決定方法

本公告に示した物品を納入できると契約担当者が判断した入札者であって、本会が作成した予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

5. 完了期限

2016年3月31日

6. 仕様説明会の日時及び場所

2012年2月22日（水）11時～12時

一般社団法人日本教育学会事務局

＊競争入札参加希望者は必ず仕様説明会に参加し、本会指定の入札書の交付を受けること。

＊仕様説明会の参加を希望するものは2012年2月21日（火）16時までにFAXによる申込を行う。（申し込み様式は任意とする）

申込先：日本教育学会事務局 FAX 03-3816-6898

7. 入札書等の受領期限及び提出場所（郵送も認める）

2012年2月29日（水）10時

東京都文京区本郷2-29-3 U.K'Sビル3階

一般社団法人日本教育学会事務局

8. 開札の日時及び場所

2012年2月29日（水）10時

東京都文京区本郷2-29-3 U.K'Sビル3階

一般社団法人日本教育学会事務局

9. 入札の無効

下記のいずれかに該当する入札書は無効とする。

- 一 競争に参加する資格のない者の提出した入札書
- 二 所定の事項の記載（押印を含む。）のない入札書
- 三 入札金額の記載が不明確のもの及び金額を訂正したもので、その訂正について押印のない入札書
- 四 契約の目的となる物件及び役務の名称に重大な誤りのある入札書
- 五 所定の事項の記載（押印を含む。）の判然としない入札書
- 六 その他入札に関する条件に違反した入札書

10. 契約の条件

別紙契約書（案）のとおり

11. 契約書の作成

契約の締結に当たっては、契約書を作成するものとする。

12. その他

詳細は入札説明書・仕様書等による。

以上公告する。

契約担当者

一般社団法人日本教育学会  
会長 藤田英典

別紙

## 契 約 書 (案)

件 名：一般社団法人日本教育学会機関誌『教育学研究』第79巻第2号～第83巻第1号、  
および *Educational Studies in Japan: International Yearbook* No. 7～No.10 の出版

契約金額： 金 円也（うち消費税 円）

上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、上記契約金額に105分の5を乗じて得た額である。

発注者 一般社団法人日本教育学会 会長 藤田英典と供給者  
とは、上記の件について上記の代金額で次の条項により契約を結ぶものとする。

### 第1条

供給者は発注者に対し一般社団法人日本教育学会機関誌『教育学研究』第79巻第2号～第83巻第1号、および *Educational Studies in Japan: International Yearbook* No. 7～No.10 の出版をするものとし、発注者はその対価を支払うものとする。

### 第2条

この契約において供給者が履行すべき給付内容は、仕様書その他の書類で明記されたものとする。

### 第3条

出版物等は、一般社団法人日本教育学会が指定する場所に納入するものとする。

### 第4条

完了期限は、2016年3月31日とする。

### 第5条

納品書は、一般社団法人日本教育学会事務局に送付するものとする。

### 第6条

代金は、検査合格後適法な請求書を受理してから30日以内の日に支払うものとする。

### 第7条

代金の請求書は、一般社団法人日本教育学会事務局に送付するものとする。

### 第8条

供給者の責めに帰すべき事由により完了期限内に給付を完了することができない場合においては、発注者は、損害金の支払を供給者に請求することができる。

### 第9条

発注者は、契約の目的物に瑕疵があるときは、供給者に対して、目的物の引渡しを受けた日から相当の期間内に目的物の取替え若しくは修補を請求し、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求することができる。

### 第10条

この契約について、訴訟の必要が生じたときは東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

第11条

この契約について、発注者供給者間に紛争が生じたときは、双方協議の上これを解決するものとする。

第12条

この契約に定めのない事項についてこれを定める必要がある場合は、双方協議して定めるものとする。

上記契約の成立を証するため、発注者供給者は次に記名し、押印するものとする。

この契約書は2通作成し、双方で各1通を所持するものとする。

年 月 日

発注者 東京都文京区本郷2-29-3 U.K'Sビル3階  
一般社団法人日本教育学会  
会長 藤田 英典

供給者